

令和8年度 雲南市会計年度任用職員募集要項

会計年度任用職員は、一般職の非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項による任用)として、市役所の事務(補助的な事務や窓口対応等)や専門的な業務を行っていただく職員です。

雲南市では、令和8年度において勤務していただく会計年度任用職員を募集します。

1 募集職種

定住企画員

2 採用申込方法等

(1) 提出書類

○令和8年度雲南市会計年度任用職員申込書(顔写真貼付)

(2) 提出方法

上記の提出書類を下記担当課まで郵送又は持参してください。

○雲南市政策企画部うんなん暮らし推進課(雲南市市役所本庁舎3階)

・住所:〒699-1392 雲南市木次町里方521番地1

・電話:0854-40-1014

※郵送の場合は、必ず封筒表面に「会計年度任用職員応募書類在中」と記入してください。

※提出された書類などは返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 申込期間・受付

○申込期間 令和8年2月13日(金)から2月25日(水)まで

○受付時間 8時30分から17時15分(土日・祝日を除く)

○郵送申込 2月25日(水)必着

(4) 欠格事項

地方公務員法第16条の規定に基づき、次のいずれかに該当する方は申込みできません。

○禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○雲南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

○日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考方法

任用にあたり面接による選考を行います。日程は、別途ご案内いたします。面接選考の結果については、申込者全員に通知します。

4 任用期間・勤務時間等

(1) 任用期間

令和8年4月1日から令和8年3月31日まで(1年間)

※勤務成績等により翌年度において再度の任用となる場合があります。(ただし、翌年度の任用を保証するものではありません。)

(2) 勤務場所

雲南市政策企画部うんなん暮らし推進課

(3) 任用形態・勤務時間等

任用形態は、パートタイムでの任用となり、勤務時間は1日につき7時間45分、勤務日数は1月当たり17日以内です。

5 休日等

○週休日(土曜・日曜)及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

○年末年始(12月29日から1月3日まで)

※ただし、場合によっては土日・祝日の勤務日があります。

6 給与等

(1) 雲南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償による条例に基づき、次のものが支給されます。

報酬、期末手当(要件を満たした場合)、費用弁償【通勤】(距離 2 km以上の場合)

(2) 報酬の額は、日額又は時間額で支給し、任用者の職務経験等に基づき次の額の範囲内で決定します。

○9,700 円から 11,900 円(日額)

※報酬及び手当等については、条例の改正により変更になる可能性があります。

※国の方針等に基づき、令和6年度から勤勉手当を支給する予定です。

(3) 支給日(期末手当を除く。) 毎月10日

※当該月の勤務実績に基づき翌月の支給となります。

※支給日が土、日曜又は休日となる場合は、その前日が支給日となります。

7 休暇、休業等

(1) 年次有給休暇(任用期間、勤務時間、勤務日数に応じて付与されます。)

(2) 特別休暇

①有給のもの

夏季休暇、忌引休暇、産前休暇、産後休暇、感染症休暇等

②無給のもの

私傷病休暇、育児時間、子の看護休暇(一部有給)、短期介護休暇等

(3) その他の休暇、休業等(無給)

育児休業、介護休暇、介護時間等
※特別休暇、その他の休暇、休業等は勤務日数等によって取得できないものもあります。

8 社会保険

勤務時間等により、次の社会保険が適用されます。

| 社会保険制度 | 加入要件 |
|------------------------------------|---|
| 【健康保険】 ・地方公務員共済組合(短期組合員) | 次の要件をすべて満たす場合 ・週の所定労働時間が20時間以上 ・賃金月額88,000円以上 |
| 【厚生年金保険】 ・日本年金機構 | ・継続して2月を超える雇用見込み ・学生でないこと |

9 労働保険

(1) 雇用保険

週の所定労働時間が20時間以上で、31日以上任用される場合、雇用保険に加入します。

(2) 災害補償

業務上の事由や通勤により、負傷・疾病・障害または死亡に至った場合、労働災害として補償が受けられます。

10 服務

地方公務員法上の服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)が適用となるほか、地方公務員法等に規定する事由に該当した場合、分限や懲戒処分の対象となります。

なお、パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり、任命権者の承認を受けることで兼業等が可能です。